指定介護老人福祉施設
鎌倉プライエムきしろ　料金表

令和3年8月1日現在

地域加算	10.68	●

注　鎌倉市（3級地）の場合、介護保険法で規定される地域加算として　単位/日に10.68を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります（端数限上げ）

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）		単位	算定対象
要介護1	一日つき	573	●
要介護2	一日つき	641	●
要介護3	一日つき	712	●
要介護4	一日つき	780	●
要介護5	一日つき	847	●
福祉施設日常生活継続支援加算	一日つき	36	●
福祉施設生活機能向上連携加算	一日つき	200	○
福祉施設看護体制加算Ⅰイ	一日つき	6	○
福祉施設看護体制加算Ⅰロ	一日つき	4	●
福祉施設看護体制加算Ⅱイ	一日つき	13	○
福祉施設看護体制加算Ⅱロ	一日つき	8	○
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰロ	一日つき	13	●
福祉施設個別機能訓練加算	一日つき	12	○
精神科医療養指導加算	一日つき	5	●
配置医師緊急時対応加算（1）早朝・夜間	1回につき	650	○
配置医師緊急時対応加算（2）深夜	1回につき	1300	○
福祉施設身体拘束廃止未実施減算 1:−64 2:−70 3:−78 4:−84 5:−91	一日つき	介護度に応じ減算	●
福祉施設外泊時費用	月6日限度	246	●
福祉施設外泊時在宅サービス利用費用	月6日限度	560	個別に算定
初期加算	入所時じ1回	30	●
安全対策体制加算	入所時じ1回	20	●
科学的介護推進体制加算	一月につき	50	●
福祉施設栄養マネジメント強化加算	一日つき	11	個別に算定
福祉施設低栄養改善加算	一月につき	300	個別に算定
経口移行加算	一日つき	28	個別に算定
経口維持加算（Ⅰ）	一月につき	400	個別に算定
経口維持加算（Ⅱ）	一月につき	100	個別に算定
口腔衛生管理体制加算	一月につき	30	個別に算定
口腔衛生管理加算	一月につき	110	個別に算定
療養食加算（1日3回を限度）	1回につき	6	個別に算定
看取り介護加算（Ⅰ）(1)死亡日前31以上45日以下	一日つき	72	個別に算定
看取り介護加算（Ⅰ）(2)死亡日以前4日以上30日以下	一日つき	144	個別に算定
看取り介護加算（Ⅰ）(3)（死亡日以前2日又は3日）	一日つき	680	個別に算定
看取り介護加算（Ⅰ）(4)（死亡日）	一日つき	1280	個別に算定
在宅・入所相互利用加算	一日つき	40	個別に算定
褥瘡マネジメント加算（3月に1回を限度）	一月につき	10	個別に算定
排せつ支援加算	一月につき	100	個別に算定
福祉施設サービス提供体制加算Ⅰイ	一日つき	18	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅰロ	一日つき	12	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ	一日つき	6	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ	一日つき	6	○
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位＊83/1000	●
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	所定単位＊60/1000	○
特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位＊27/1000	●
特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	所定単位＊23/1000	○

要介護度		合計単位	① 1ヶ月あたり	1日あたり
要介護1	1割	700	¥22,441	¥748
	2割		¥44,882	¥1,496
	3割		¥67,323	¥2,244
要介護2	1割	776	¥24,860	¥829
	2割		¥49,719	¥1,657
	3割		¥74,579	¥2,486
要介護3	1割	855	¥27,385	¥913
	2割		¥54,769	¥1,826
	3割		¥82,154	¥2,738
要介護4	1割	930	¥29,803	¥993
	2割		¥59,606	¥1,987
	3割		¥89,409	¥2,980
要介護5	1割	1,005	¥32,186	¥1,073
	2割		¥64,372	¥2,146
	3割		¥96,557	¥3,219

施設サービスでは、入居者と施設との間の契約により、食費・居住費の全額を入居者が負担することになっています。ただし、入居者が市町村民税世帯非課税等の所得者である場合には、食費・居住費の利用者負担は、所得に応じた一定額（負担限度額）までとなり、負担の軽減が図られています。負担限度額認定は市町村への申請となります。

対象となる人（次のいずれかに該当する場合）1日あたり	② 食費	③ 多床室	個室
【第1段階】 ・老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	300	0	320
【第2段階】 ・年金等収入等80万円以下の方　公的年金収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額	390	370	420
【第3段階】 ①年金収入等　80万円超え120万円以下の方	650	370	820
②年金収入等120万円超の方	1,360		
【第4段階】 ・上記以外の方	1,445	855	1,171

＊平成27年8月追加要件　・世帯が違っていても配偶者が市町村民税を課税されている場合は対象外。さらに資産要件として預貯金等が基準額超える場合は対象外。配偶者のいる方：合計2,000万円　配偶者のいない方：合計1,000万円

①1割負担(2割3割）＋②食費＋③居住費＝支払金額合計

段階			第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
（1月あたりの食費の料金　30日計算）			9,000	11,700	① 19,500	② 40,800	43,350
（1月あたりの居住費の料金　30日計算）			0	11,100	11,100	11,100	35,130
食費と居住費の合計			9,000	22,800	30,600	51,900	78,480
要介護1	1割	¥22,441	¥31,441	¥45,241	¥53,041	¥74,341	¥123,721
	2割	¥44,882	¥53,882	¥67,682	¥75,482	¥96,782	¥123,362
	3割	¥67,323	¥76,323	¥90,123	¥97,923	¥119,223	¥145,803
要介護2	1割	¥24,860	¥33,860	¥47,660	¥55,460	¥76,760	¥126,140
	2割	¥49,719	¥58,719	¥72,519	¥80,319	¥101,619	¥128,199
	3割	¥74,579	¥83,579	¥97,379	¥105,179	¥126,479	¥153,059
要介護3	1割	¥27,385	¥36,385	¥50,185	¥57,985	¥79,285	¥128,665
	2割	¥54,769	¥63,769	¥77,569	¥85,369	¥106,669	¥133,249
	3割	¥82,154	¥91,154	¥104,954	¥112,754	¥134,054	¥160,634
要介護4	1割	¥29,803	¥38,803	¥52,603	¥60,403	¥81,703	¥131,083
	2割	¥59,606	¥68,606	¥82,406	¥90,206	¥111,506	¥138,086
	3割	¥89,409	¥98,409	¥112,209	¥120,009	¥141,309	¥167,889
要介護5	1割	¥32,186	¥41,186	¥54,986	¥62,786	¥84,086	¥133,466
	2割	¥64,372	¥73,372	¥87,172	¥94,972	¥116,272	¥142,852
	3割	¥96,557	¥105,557	¥119,357	¥127,157	¥148,457	¥175,037